

令和6年度事業計画

I 計画概要

1 はじめに

我が国の総人口は長期の減少過程に入らる中で高齢化率は上昇を続け、誰もが働きながら活躍し続ける社会の実現が求められています。

また、「人生100年時代」を見据え、高齢者の方々が健康で意欲と能力がある限り年齢に関わらず働き続けることができる社会の実現を目指す必要があります。

これらのことから国においては、高齢化が急速に進展し人口減少が進む中で、社会経済の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部を改正され、令和3年4月1日から施行されました。

これらに対応し、健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに応じた多様な雇用・就業機会を確保するための仕組みを今後一層強化していくことが必要であり、高齢者の就業促進に関し事業展開をしているシルバー人材センターの役割は、以前にも増して重要なものとなっています。

こうした状況からも守口市シルバー人材センターは、国、大阪府や守口市等の連携強化を深めるとともに、地域における就業機会の確保・提供という機能の充実を図り、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実及び社会参加を推進することにより、地域と繋がる活躍ができる地域社会を目指して、事業実施に努めているところです。

さて、本年度は、第五次中期計画の初年度であり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために行動制限を余儀なくされたこの数年間の巻き返しを期すためにも、一定の新型コロナウイルス感染症予防対策等に留意しながら、計画数値の目標達成に向けて何事にも全力で取り組んでまいります。

2 令和6年度目標値の設定

(1) 会員拡大等

- ① 会員数 1,180人
- ② 就業率 93.5%

(2) 就業拡大等

① 受注件数

	請負	派遣	合計
目標数値	3,400件	165件	3,565件

② 契約金額

	請負	派遣	合計
目標数値	420,000千円	215,000千円	635,000千円

③ 就業延人員

	請負	派遣	合計
目標数値	117,000人日	47,000人日	164,000人日

II 公益目的事業別計画

1 就業開拓提供事業

一人でも多くの会員が自らの能力や希望に応じて就業できるように、守口市等の公共団体・企業・事業所・一般家庭からの就業ニーズを素早く的確に把握し、受注に努めるとともに就業を希望する会員への情報提供の強化に努めます。

ア 就業率の向上

- ① 未就業の原因を究明し、個々の実情に応じた対策を講じるよう努めます。
- ② 公共の仕事の割合を増やすよう公共団体に積極的に働きかけます。
- ③ 積極的なローテーションやワークシェアリングで就業機会を拡大します。
- ④ 会員の能力や資格、健康状態の把握に努め、適材適所の就業に結び付けます。
- ⑤ 高年齢の会員でも就業可能な仕事の確保に努めます。

イ 就業機会の拡大等

- ① シルバーフェアなどのイベント等を通じて、シルバー事業の普及啓発活動を実施し、センターへの受注促進に努めます。
- ② 個人家庭には、就業訪問員による家庭訪問時に新規受注の促進を図ります。
- ③ 企業等には、営業開拓担当の営業活動を継続・強化し、受注増を目指します。
- ④ ハローワークを定期的に訪問し、人材を募集している企業等の情報把握に努め、営業活動を実施します。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定の趣旨を踏まえ、市役所の各担当部局に積極的に営業活動を実施します。
- ⑥ 会員の有する資格を事務局職員が共有し、発注者（お客様）のニーズに速やかに応えます。
- ⑦ 発注者（お客様）の満足度を高め、発注者（お客様）のロコミによる受注増を目指します。
- ⑧ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を策定し、再発防止に努めます。
- ⑨ シルバー人材センター業務に対する既成概念（植木・除草・清掃など）を払しょくし、新たな仕事の受注拡大に努めます。
- ⑩ 年齢制限を受けない仕事の受注を増やし、高年齢会員の就業を確保します。
- ⑪ デジタル化の推進により、会員に対する情報提供の迅速化、会員間の情報共有の簡易化に努めることで、会員と就業機会のマッチングを促進します。

2 普及啓発事業（会員数の拡大）

就業等を通じて社会参加を希望する高年齢者に対して、デジタル技術を駆使し、センターの普及啓発に努め、新規会員の入会を促進します。

- ① 従来型の除草作業や植木剪定などの仕事に加え、事務的な仕事の受注を増やし、定年退職前にホワイトカラーとして働いていた高年齢者の入会を促進します。
- ② シルバーフェアなどのイベント等による普及啓発活動を実施し、新規会員の入会を促進します。
- ③ 各種新聞や刊行物など多様な媒体への広告掲載などを行い新規会員の拡大に努めます。
- ④ 魅力あるセンターへの取組みを通じて、会員によるロコミでの普及啓発活動に

より、新規会員の拡大に努めます。

- ⑤ 女性部運営委員会による市民も対象とした企画等により、女性会員の新規獲得を目指すとともに、既存の女性会員が仕事以外でもセンターに魅力を感じることができるよう努めます。
- ⑥ 市老人クラブ連合会、社会福祉協議会と連携し、新規会員の拡大に努めます。
- ⑦ 会員の健康活動の推進や会員の就業率を高めるなど“魅力あるセンター”への取り組みを推進することで、満足度を高め、退会者の減少に努めます。
- ⑧ ホームページを随時更新し、絶えず新しい情報の発信に努めます。
- ⑨ センターの存在を広く知っていただくため、オリジナルポスターやチラシを作成・活用し、センターを知るきっかけづくりに努めます。
- ⑩ 過去年度ごとの会員入会数推移や、入会動機・入会経路を統計後、傾向を分析し、会員数増加に向けた取り組みを実施します。
- ⑪ デジタル化の推進により、センター活動の啓発に努めるとともに、会員の入会手続きを簡略化し、会員の拡大に繋がります。

3 補助事業及び補助終了事業

ア 補助事業を活用し、会員の就業機会の拡大と社会参加等を促進します。

平成27年度から実施している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として、人手不足分野や現役世代を支える分野の労働者派遣事業、請負・委任事業を引き続き実施します。

イ 補助が終了した企画提案事業、地域就業機会創出・拡大事業を継続実施し、会員の就業機会の拡大と社会参加を促進します。

- ① 大阪府の「なにわの伝統野菜」に認証された「守口大根」の育苗を通じて地域社会との繋がりを深め、伝統野菜の復活に協力します。
- ② 会員が今まで培った知識・経験・技能を活かし、各種教室事業を引き続き実施します。

4 研修・講習事業

会員の就業機会の拡大を図るため、就業等に必要な知識技能の付与を目的とした各種研修・講習会を実施するとともに河北ブロック等と協力し実施します。

- ① 人手不足分野・現役世代を支える分野の派遣、請負等各種業務に対応できる会員の養成を図るため、研修会・講習会を実施します。
- ② 会員の資質の向上と良質なサービスを提供するため、個人情報保護、仕事をする上での接遇や安全に関する講習を開催し、会員の意識向上に努めます。
- ③ 植木剪定や除草、介護ヘルパーなど各職群班員の技術向上のため、技術講習を実施します。
- ④ 公益社団法人としての運営基盤を強化するため、多様な機会を通じて役員・各種委員及び職員研修を実施します。
- ⑤ デジタル化に伴う利便性の向上を、より多くの会員が享受できるようにするため、説明会や研修によるサポートを行います。

5 相談事業

会員が、希望に応じた就業や各種行事を通じて社会参加を行う支援をするため、併せて会員以外の高年齢者の就労支援のため、相談事業を行います。

- ① 理事等が相談員となり、毎月就業相談会を実施します。
- ② 各職群の班長が職群別の仕事内容説明会を実施します。
- ③ 事務所で就業情報をパソコンや紙媒体により随時提供します。
- ④ 職業紹介・派遣事業に関する相談を随時対応します。
- ⑤ 地区別懇談会を実施します。
- ⑥ 会員以外の高年齢者の就労支援のため、シルバー出張相談会を毎月実施します。

6 安全・適正就業推進事業

会員の安全に対する意識の向上を図り、安全第一の就業活動を推進するとともに就業途上の交通事故防止を目指します。また、健康管理意識を高めるための啓発活動に取り組みます。さらに会員の適正就業についても積極的に推進します。

- ① 全会員対象の安全講習を引き続き実施します。
- ② 入会説明会に安全就業の意識啓発に努めます。
- ③ 安全就業推進員による1人就業の職場巡回を行います。
- ④ 道路交通法の改正により努力義務となった自転車乗車時のヘルメット着用を啓発するとともに自転車保険の加入を奨励します。
- ⑤ 職群班の研修等で作業別安全就業基準の徹底を図ります。
- ⑥ 就業前の十分な打ち合わせや必要に応じ準備体操の励行を促進します。
- ⑦ 市民定期健康診査の受診を促します。
- ⑧ 新規契約時や契約更新時に個々の就業内容を点検・確認し、安全・適正就業の推進に努めます。
- ⑨ 会員に感染症予防対策等について、継続して啓発します。

7 訪問介護事業・障がい者支援事業

介護保険法に基づく訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業を行います。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護・重度訪問介護及び同行援護事業を行います。

- ① 感染症予防対策を徹底し、要介護者はもとより会員の安全を確保します。
- ② 訪問介護サービス及び障がい者支援サービスの質を向上させるため、ヘルパーの技能向上研修、新任ヘルパーの育成、職員研修を実施します。
- ③ 利用者の確保に努めるとともに、地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者との連携を強化します。
- ④ 訪問介護事業を周知するため、普及啓発に努めます。

8 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業を促進するため、指揮命令が可能な有料職業紹介事業・労働者派遣事業を推進します。

Ⅲ 法人の運営について

当センターは、大阪府知事の公益認定を受け、平成23年4月1日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定による公益社団法人へ移行しました。公益社団法人としての責務を役員・会員・事務局職員が自覚し、内部統治（ガバナンス）・法令遵守（コンプライアンス）に取り組めます。

また、シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念のもと、会員自らがその能力と知識を生かして地域社会に貢献できるような組織体制が必要であります。

そのために、理事会を中心に委員会などの会員組織が連携をとり、事務局との意思疎通を図りながら、一体となって様々な課題に取り組んでまいります。

1 インボイス制度について

令和5年10月からインボイス制度が開始されました。これに伴い、今後センターが負担する消費税額が段階的に上昇することが見込まれています。このことが法人運営に大きな影響を与えることから、会員・事務局が制度について正しく理解し、センターが制度に沿った法人運営を続けながら、事業展開していくことができるよう、組織体制を整えてまいります。

2 フリーランス新法および包括契約について

令和6年秋頃（未定）に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス新法」が施行される予定です。また、受託事業においてシルバー会員はまさしくフリーランス（個人事業主）となることから、当該法律の影響を受けることとなります。これらを背景に、全国シルバー人材センター事業協会は、法施行に向けて、会員（フリーランス）・センター・発注者の契約関係について、「包括契約」と称し、新たな方式を検討しています。当該案件は全シ協においても検討段階のため、情報の収集・組織体制の整備に努め、法令順守と、事業展開の両立を維持してまいります。

Ⅳ 魅力あるセンターへの取組み

1 発注者（お客様）

- ① 発注者（お客様）のご要望に応えるため、就業に関する技能・技術の講習を実施します。
- ② 発注者（お客様）との契約事項、作業内容を誠実に履行するように徹底します。
- ③ 一般家庭と同様に企業関係についても、仕事の出来栄えや就業態度等について確認し、満足度の向上に繋がります。
- ④ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を策定し、再発防止に努めます。
- ⑤ お客様の来訪や電話の応対について、職員の接客力アップに努めます。

2 会員

- ① 多くの会員が、就業を通じて配分金を得ることで、経済的充実を図れるよう就業機会を拡大します。

- ② 技能講習を実施し、新たな就業機会を拡大します。
- ③ 同好会（ゴルフ、パソコン、写真、囲碁 等）の活動を応援します。
- ④ 会員が、健康で豊かな生活を送るため、福利厚生事業として、会員バス旅行・健康ハイキングや教養講座等のイベントを実施します。
- ⑤ 就業から引退する会員に、賛助会への入会を促し、センター事業の運営協力を通じての生涯現役活動を推進します。
- ⑥ 就業に関する不安や不満を速やかに解消できるように相談体制を充実します。
- ⑦ 安全講習や熱中症対策講習などを実施します。
- ⑧ 健康維持増進に関する講習等を実施します。
- ⑨ 会員が気軽に事務所を訪れられるような環境づくりに努めます。
- ⑩ 就業情報のみではなく、生きがいの創出や仲間づくりを目的とした同好会活動等の情報も積極的に発信するよう努めます。

3 地域

- ① 入会意欲を促進するため、各種イベントを充実します。
- ② 地域の方が参加できる講習会等を実施します。
- ③ 会員の満足度を高めることで、口コミによる入会を促進します。
- ④ 会員と、子どもや若者が交流する機会を促進します。
- ⑤ 市役所との連携により、要望や意見の確保に努めます。

4 デジタル化

ア 入会希望者・会員

- ① LINE やホームページ、SNS 等のデジタルツールを活用し、魅力あるセンターへの取り組みの発信等に利用することで、新規入会者の増加を目指します。
- ② デジタル化によって、会員が求める情報（就業機会や就業実績）にアクセスしやすい環境を整えます。これにより会員目線で、より便利な就業環境を目指します。
- ③ デジタル化に伴う利便性の向上を、より多くの会員が享受できるようにするため、説明会や研修によるサポートを行います。
- ④ ホームページを刷新し、会員ならびに入会希望者への情報提供を充実していきます。
- ⑤ 配分金の確認等がオンラインで可能な会員専用システム「Smile to Smile」の活用を啓発し、就業環境の向上に努めます。

イ 発注者（お客様）

- ① SNS を含めたデジタルツールを活用し、お客様からのニーズ等の情報確保に努めます。
- ② ホームページの充実化により、センターの存在や利用について啓発を促進します。これにより発注者にとってより利用しやすいセンターを目指します。
- ③ 請求書の提供方法について、デジタル化により現行の紙媒体の他、メールやシステムを活用した方法も選択可能な体制を整えます。

V その他

就業から引退する会員に、賛助会への入会を促し、センター事業の運営協力を通じての生涯現役活動を推進します。